

# 近世初頭における本願寺定衆の役割と位置

— 九条西光寺を事例として —

和田 幸 司\*

(平成22年6月18日受付, 平成22年12月3日受理)

## The Role and Positioning of the *Hongwanji Joshu* in the Early Period of the Early Modern Times : A Case Study of the *Kujo Saikouji*

WADA Koji \*

The primary concern of this paper is to clarify about the role of the *Hongwanji Joshu Saikouji* in the Early Period of the Early Modern Times. I could define the position of YUSHUN who is the twelfth generation leader of the *Saikouji* in the *Hongwanji* denomination and the relation between the *Shokouji* and the *Saikouji*. This is an article for people who are interested in the Shin Buddhism.

The main findings of this paper are as follows.

- 1, The chief priest of the *Saikouji* managed religious events as *Jojushu* or *Midoshu* in the early period of the modern times from the middle ages.
- 2, The *Shokouji* was a faction of the *Saikouji* and managed religious events.
- 3, YUSHUN could become a leader on great trust from JUNNYO who is the twelfth generation leader of the *Hongwanji*.

Key Words: Shin Buddhism, *Joshu*, *Saikouji*, *Shokouji*, YUSHUN

### はじめに

近世国家権力は、俗権力の法より仏法を上位に置く「仏法為本」を旨とする宗教を弾圧し、相対する「王法為本」を容認する宗教のみが存続した<sup>(註1)</sup>。そして、周知のように、江戸幕府は慶長6年(1601)から元和2年(1616)に「諸宗寺院本山法度」を發布し、中世以来の寺院の経済的特権や政治的特権を否定した上で本寺を通じての寺院統制を作り上げた。

「仏法為本」の代表的存在であった本願寺教団は織田信長による徹底した弾圧と慶長7年(1602)の東西本願寺の分派によって、「王法為本」に即した教団の整備と運営が求められた。西本願寺を継職した准如は、地方教団整備のための地方別院の創設をはじめ、御堂における作法や服式、勤行の次第など故実典礼の整備に積極的に取り組む<sup>(註2)</sup>。特に、故実典礼においては年始の謡初が年中行事となり、御堂における奏楽も准如期に始まるなど、法式が権威化していた戦国期の本願寺とは大きな変容が見られるようになる<sup>(註3)</sup>。

こうした故実典礼の整備という重要事項を集記したのが定衆<sup>(註4)</sup>の西光寺祐俊である。祐俊の記した『法流故実条々秘録』は近世真宗史研究では貴重な史料となって

いる<sup>(註5)</sup>。祐俊は幼少より准如に常随して学問・筆道に励み、准如・良如の代筆を勤めた<sup>(註6)</sup>。准如・良如の信望も厚く、教団の整備が著しく進展した本時期に定衆・一家衆として、父祐従とともに勤仕したことは非常に注目される。定衆である西光寺の本願寺<sup>(註7)</sup>での役割、および、位置づけを明確にすることは、近世国家権力による宗教政策がどのように宗派内に影響を及ぼしたのか、ひいては、江戸幕府の宗教政策を映し出すことになる。

しかしながら、近世初頭の本願寺定衆を対象とした研究は管見の限りでは見当たらず、西光寺自体についても、その開基状況をはじめ、どのような経緯で定衆として勤仕するようになったのか、あるいは本願寺内での位置など、明らかにされていない。

わずかに、『西光寺古記<sup>(註8)</sup>』と称される性応寺了尊が記した日次記類の解説中で、「寺の開基は親鸞聖人の門弟円淳で、いらい七代まで西九条村に居住していたので、九条西光寺と称する。本願寺第八世蓮如の時代、その側近に奉仕し、山科本願寺の築地内に屋敷地を授けられた。第十一世顕如が大坂石山本願寺において織田信長と争った折、西光寺の乗従・祐従父子は本山護持につとめ、乗従は戦死した。天正十九年本願寺が京都七条堀川

\* 近大姫路大学 (Kindaihimeji University)

に寺基を定めた時、西光寺も以前と同じく築地内に住した<sup>(註9)</sup>と述べられているが、寺伝の紹介を行ったにすぎない。

ましてや、祐俊に兄弟の教誓があり、西光寺相続に関わって正光寺という寺号が本山から下付され、祐俊が西光寺を、教誓が正光寺を継職したことは、これまで注目されることはなかった。

さて、筆者はこれまでに仏教寺院と朝廷権威の関係性に関心を有し、辻善之助氏の提起した本願寺の「貴族化」の概念に着目した<sup>(註10)</sup>。そして、近世において氏が対象とした本願寺ばかりでなく、本願寺末寺においても九条家あるいは天皇家と結びつきを強め、由緒をつくり上げた状況を明らかにした<sup>(註11)</sup>。この末寺が西光寺祐俊の兄弟寺院として開基した正光寺である。しかし、西光寺祐俊・祐俊と正光寺の関係を実証的に明らかにできなかったわけではない。唯一、天明7年(1785)に、正光寺から本願寺に献納された「冠形楊枝之御影」と称される聖徳太子像が伝来しており、西光寺開基の円淳が親鸞から授与されたものと伝えているが<sup>(註12)</sup>、西光寺との関係を史料的に論証するには至っていない。この両寺の関係を明示することも、筆者の問題意識のひとつである。

そこで、本稿では、まず、西光寺の開基状況をはじめとして、中世から近世における西光寺の状況を明らかにする。検討にあたっては、西光寺寺伝、および、正光寺寺伝を本願寺史料である『天文日記<sup>(註13)</sup>』『慶長日記<sup>(註14)</sup>』『元和日記<sup>(註15)</sup>』『西光寺古記』から検証していく。

次に、西光寺祐俊に兄弟の教誓があり、正光寺という寺号が下付された事実を検討する。そして、西光寺と正光寺の関係を明らかにする。前述した本願寺史料のうち、『寛永四年西光寺祐俊葬記』をはじめとする葬記や法事記の記録から実証的に明示していきたい。

最後に、近世初頭の西光寺祐俊の本願寺内での位置を検討する。方法としては、本願寺において年中行事として定着している謡初の儀式を考察する。草野顕之氏は正月に演じられる謡初のうち、特に「翁」の演能の占める位置の重要性を明らかにしており<sup>(註16)</sup>、籠谷眞智子氏は翁太夫役が個人的業績により抜擢がなされたことを述べている<sup>(註17)</sup>。こうした先行研究に学びながら、祐俊の翁大夫を演じる年次を本願寺の日次記類から確定し、その頃の祐俊の本願寺内での位置を他史料からも重ねて検証していきたい。また、これまで実証的に明示されてこなかった祐俊の本願寺内での役職や本願寺門主である准如の関係についても論究していくものとする。

なお、本稿は教団内事情の変遷から幕藩制国家における宗教統制を映し出すものであり、社会科学内容学に資するものである。

## 1. 中世から近世にかけての西光寺の様相

西光寺の開基状況は、元文3年(1738)に西光寺が本願寺に提出した「京都九条西光寺由来<sup>(註18)</sup>」(以下、「由来」と表記)の記事、天明5年(1785)に正光寺が本願寺に提出した「冠形楊枝之御影寄進添状<sup>(註19)</sup>」(以下、「添状」と表記)によって窺い知ることができる。

### 【ア】「由来」(抜粋)〈龍谷大学所蔵文書〉

九条西光寺開基円淳者一、九条殿下兼実公之御孫子光明峯寺道家公ニ由諸御座候而、九条殿下御敷地西九条村居住仕候、祖師聖人ニ帰依仕御弟子ニ罷成候ハ寛元二甲辰四月中旬ニ御座候、寺号者御宇多之院勅号ニ御座候、開基円淳ヨリ覚淳覚祐善淳巧円存円存貫迄七代九条ニ居住仕候、則年数ハ式百十五年日ニ応仁元丁亥五月廿五日依兵乱寺不残消失

### 【イ】「添状」(抜粋)〈西本願寺所蔵文書〉

先祖者九条殿下光明峯寺道家公御息男権大僧都円淳法印從後宇多院西光寺ヨリ奉蒙勅号天台宗ニ而西九条ニ一寺建立有之、其後御開山様御弟子ニ被相成候、依之西光寺開基円淳二世覚淳三世覚祐四世善淳五世巧円六世存円七世存賢八世賢祐九世乗覚十世乗從十一世祐俊ニ祐俊教誓と申而男子式人有之候

「由来」によると、九条道家と「由緒」があり、寛元2年(1244)、西九条村に居住していた際に、親鸞の弟子になったという。寺号は後宇多院の勅号であるとす。円淳より、覚淳・覚祐・善淳・巧円・存円・存貫の7世の間、西九条に住していたとしている。

一方、「添状」によると、九条道家の「御息男」である円淳が親鸞の弟子になり、天台宗から改宗したとする。円淳以降の7世までの住持名も「由来」と同様となっており、正光寺での初代住持である教誓までが記されている。

いずれもほぼ同様の寺伝を有しているが、円淳の名は他史料の九条家譜にみることはできず<sup>(註20)</sup>、「添状」に後世の潤色は否定できない。しかしながら、前述したように近世における九条家と正光寺の関係の深さは特筆されるものであり、開基状況にて九条家と何らかの関わりがあったものと推察できる。

以降、「由来」によると、蓮如に随順し山科に居住したとする。以下の記事を示す<sup>(註21)</sup>。

一、蓮如上人河内国出口中審ニ御住被為遊候所、文明十年孟春下旬、山城国山科江御移被成候ニ御供仕、御普請之間始終相働申候故、為御褒美御

築地之内ヨリ屋敷拝領仕、西光寺御取立被成被下居住仕候

こうした事実を裏付ける史料は見当たらないが、蓮如の曾孫にあたる本願寺第10世証如期において、西光寺は常住衆として勤仕していたことが明らかである。

『天文日記』天文5年(1536)条から天文23年(1554)条に、32箇所の記載があるが、その中で注目される記事を列挙し、検討してみよう。

【ウ】『天文日記』天文8年6月19日条  
大坂寺内北町ノ九条西光寺家一間計焼失候

【エ】同上、天文12年1月2日条  
為歌初、常住衆、福勝寺、西光寺、定専坊三人召出之。如佳例盃出之、愚呑之時歌出也。又折出也。其次兼智呑之、福勝寺兼年ハ頼春之西光寺、定専坊如此呑之、此盃果也

史料ウから、天文8年(1539)に西光寺が「大坂寺内北町」、つまり、寺内町に居住していることが理解できる。

証如は天文元年(1532)に山科から大坂に移居し、漸次営構を加え本寺としての体裁を整える<sup>(注22)</sup>。細川晴元ならびに法華宗徒との争いは収拾しておらず、寺辺の警備と寺地の拡張がなされた<sup>(注23)</sup>。寺内町は天文10年(1541)には、10町を数えることができるが<sup>(注24)</sup>、その中でも、天文元年に形成された清水町、北町、西町、南町屋、北町屋、新屋敷の6町は本願寺の宗教的行事に参加した関係の深い町であった<sup>(注25)</sup>。

こうした歴史的事実から考えると、西光寺は寺内町に住し、本願寺内で重要な地位にいたと捉えることができるだろう。

また、史料エから、西光寺が常住衆として謡初<sup>(注26)</sup>に参加していることが理解できる。草野顕之氏は常衆・常住衆の職掌として、石山本願寺の演能のひとつである1月2日の謡初参加の重要性を<sup>(注27)</sup>、籠谷真知子氏は謡初の演者に大きな入れ替えがなく固定されていたことを明らかにしている<sup>(注28)</sup>。

こうした研究成果から、常住衆は他の直参坊主衆とは差別化された職掌を有しており、史料エは宗主と常住衆、あるいは、一門一家衆との交盃式であり、教団の重鎮との新年の盃を交わすことを目的とした儀式であったと想定できる。しかも、その常住衆に大きな入れ替えがなかったことから、蓮如に随順し山科に居住したとする「由来」の記事「御築地之内ヨリ屋敷拝領仕、西光寺御取立被成被下居住仕候」も十分に射程に捉えることができるであろう。

次の『天文日記』における2つの記事も注目される。

【オ】『天文日記』天文15年3月9日条  
就当番之儀、九条西光寺乗祐也、賢祐者令隠居也樽持参<sup>第一</sup>

【カ】同上、天文16年8月3日条  
御堂ニ召置衆者明覚寺、<sup>九</sup>西光寺、光徳寺、正誓此四人。以浄照坊申出也

史料オでは、天文15年(1546)時の住持名が示されている。「乗祐也、賢祐者令隠居也」の記事から、賢祐から乗祐に住持がうつっていることが分かる。「添状」では「八世賢祐九世乗覚」と異なっているが、証如期の西光寺住持として、第8世と第9世が比定できることにおいて異論はないであろう。このように推察するならば、蓮如期には第7世存賢が随順したということになるだろう。

史料カにおいては、賢祐の子の乗祐(乗覚)が御堂衆に召し上げられていることが理解できる。御堂衆は本山の御堂の仏事一般を勤仕し差配する役職である。蓮如の頃までは6名の清僧からなっていたとするが<sup>(注29)</sup>、証如期以降、仏事だけでなく聖教の訓読教授の任にあっていた<sup>(注30)</sup>。常住衆の中でもさらに特化された職能を有したと考えてよい。

つまり、第7世存賢以降、8世賢祐と9世乗祐(乗覚)と、常住衆として、あるいは御堂衆として、本願寺の宗教的行事を司る中心的役割を担い、西光寺は存在したと言えるであろう。

さらに、「由来」では、顕如の石山本願寺の退去に際し「私先祖乗従祐従親子御身才仕、段々ニ相働大方ニ治り候故、御退城被成御真影之御供仕参り候(中略)御真影ハ祐従奉掛肩御供仕候而、其場を御免被成候、依之末々迄相働候印ニと御意御座候而御書拝領仕候<sup>(注31)</sup>」として、西光寺第10世乗従と11世祐従が勤仕したことが記されている。

顕如は、天正8年(1580)織田信長との講和によって本願寺は大坂を退出することになり、同年4月10日紀州鷺森に移っている<sup>(注32)</sup>。「由来」記事を裏付ける史料は管見の限りでは見当たらないが、この記事が正しければ、祐従が親鸞御影を紀伊鷺森に運んだということになるだろう。

また、顕如の記事に続いて「由来」では、教如の隠居に際して次の記事がある。

教如上人御隠居屋敷之義ニ付、准如上人は御苦勞ニ營候、是も祐従楊林然殿お亀殿相談ニ而種々相働、准如上人之御頼之通屋敷御請取被成候、則南北四十四間余東西百間余只今御経蔵之辺ニ而御座候、其節も御書拝領仕候、其上右屋敷祐従相働御手ニ入候ニ付、祐従□之所御屋敷可被下御意候ニ而、蓮池之西シ南北十二間東西三十二間拝領仕

候、則常楽寺ハ門外ヲ可守、西光寺ハ門内ヲ可守  
之御書ヲ被下置候ハ此時之義ニ御座候

文禄元年（1592）、顯如が示寂し教如が継職するが、豊臣秀吉は継職についての提示条件を出す<sup>(注33)</sup>。これに対し、教如は秀吉の命に服するが、坊官下間頼廉は賛同しなかった。これが秀吉の知るところとなり、教如は退隠させられることになる<sup>(注34)</sup>。翌年、教如は本堂の北御殿に隠居する。そして、周知のように、慶長7年（1602）徳川家康より寺地が寄進され、翌年、上州厩橋妙安寺安置の祖像を迎え、東本願寺が分立する。

さて、本記事から、北御殿の教如に対し、西光寺および常楽寺などが警護にあっていたことが理解できるが、本記事の示す内容を考察したい。

本記事の内容が示す年代は教如が本願寺北御殿にて隠居する文禄2年（1593）～慶長7年（1602）の10年間であることには間違いない。

家康の勢力拡大に敏感に反応した教如は、慶長5年（1600）6月、周囲の阻止にも関わらず、長尾景勝追討のために兵を出した家康に関東まで陣中見舞いに下向している<sup>(注35)</sup>。こうした事実から考えると、北御殿に対し警護についているのは、慶長期初頭であると考えてよいであろう。

事実、『慶長三年ヨリ同九年マテ日記』慶長3年1月29日条には、次の記事がある<sup>(注36)</sup>。

一、北殿之衆ニ以頼賑、此間之如ク番等可相勤、又五十日過申候ハ、表ニ可召置由申出也

「北殿之衆」と称される北御殿の警護の役があったことが明らかである。頼賑は下間頼賑のことで、本願寺坊官である。頼賑から「北殿之衆」に警護についての指示内容が伝えられている。その内容から50日間という期間を交代で行っていたと推察できよう。また、「此間之如ク番等可相勤」の文言から、慶長3年（1598）以前から、そうした警護があったと理解できよう。

『慶長三年ヨリ同九年マテ日記』の記事から考えると、西光寺および常楽寺に「常楽寺ハ門外ヲ可守、西光寺ハ門内ヲ可守」と指示があったことも妥当性があると考えられるだろう。この時の西光寺住持は祐従であると考えられる。祐従は『御堂衆略譜』に「元和年中大権現家康公日光山御法会ノ時、一老西光寺祐従コレヲツトム。此時裏方ヨリ本願寺ト云札ヲ立ケレハ西光寺コレヲ打チ破ルトナン<sup>(注37)</sup>」との記事があり、西光寺祐従の准如に対する忠節を伝えている。このように、西光寺は本願寺内において、准如と教如の争いの狭間でこうした役割を任じていたのである。

また、「由来」では「蓮池之西シ南北十二間東西

三十二間」として、祐従が本願寺より土地を受け取っている。『慶長三年ヨリ同九年マテ日記』慶長3年1月2日条の謡初においては「狂言御年貢<sup>堂ノ</sup>、<sup>堂ノ</sup>、<sup>アカイ</sup>、定家大夫<sup>堂ノ</sup>、<sup>脇</sup>、<sup>連</sup>」との記事がある。こうした記事は慶長3年（1598）～9年（1604）までに散見される。寺院名に註している「堂ノ」をどのように理解するかであるが、「御堂衆」とも読み取るにしても<sup>(注38)</sup>、称名寺の註である「アカイ」が地名「赤井」を示すことから、「堂ノ」を御影堂であると読み取るとしても、本願寺築地内に住しているという意味に捉えられる。よって、「蓮池ノ西シ」も本願寺築地内と考えてよいのではないだろうか。

以上の考察から、西光寺は中世から近世にかけて、蓮如に随順して以降、石山本願寺、紀伊鷲森、和泉貝塚、大坂天満、そして、京都六条と本願寺の移転に伴い移り住んだと共に、常住衆・御堂衆として、宗教的役割はもちろんであるが、石山合戦や東西本願寺の分派に際し、本山護持の任を担ってきたと考えられるのである。

## 2. 西光寺と正光寺の関係

本節では、西光寺と正光寺の関係を明らかにしていく。

正光寺は山号を「西光山」といい、西光山正光寺と称する。この名称からも西光寺との関係があったことを推察できるが、正光寺寺伝である前述した「添状」によって、その関係が明らかである。史料イに「十一世祐従ニ祐俊教誓と申而男子式人有之候」とあり、第11世祐従に祐俊と教誓という兄弟がいたとする。史料イの続きには次のような記事がある。

祐俊者雖為成人妾腹故西光寺継目及辞退ニ、教誓儀者雖為本腹若輩故継目及辞退、右之趣達信光院様御聴兄弟心底神妙ニ被為思召、祐俊儀者成人之事故西光寺可為住職、教誓儀者若年故此度父祐従江西光寺ニ似寄ル寺号格別之御思召を以正光寺と別号御免被下置候間、祐従儀者正光寺と相名乗致寺務、追而教誓成人之上正光寺可為住職旨、横田玄蕃殿を以被為仰渡、従夫西光寺正光寺と相分両寺共御堂衆相勤候、依之祐従儀者教誓召連御本山北御殿之東江引越正光寺と名乗相続仕候

本史料では、西光寺祐従に祐俊と教誓の兄弟がおり、その継職に際して、「妾腹」「本腹」、あるいは、「成人」「若輩」という要因によって継目が決定しなかったことを記している。そして、本願寺准如によって祐俊に西光寺継職を、教誓が成人となるまで、父祐従と教誓に正光寺という寺号が下付され、共に寺務を行うことの判断が下されたことを記している。その後、正光寺が本願寺北御殿東に寺地を与えられ、西光寺と正光寺ともに御堂衆

となったとしている。

さて、こうした寺伝の信憑性を本願寺史料である『慶長日記』『西光寺古記』から検証していきながら、西光寺と正光寺の関係を明らかにしていく。

まず、祐従に祐俊と教誓の兄弟がいたとする点は、慶長15年（1610）と寛永4年（1627）の謡初の記事によって窺い知ることができる。

【オ】『慶長拾四報恩講之記』

慶長15年1月2日条<sup>(注39)</sup>

誓願寺 太夫西宗寺乗教  
脇西光寺子祐俊 同連金藏寺・本専寺也

【カ】『慶長拾九年御松拍子次第記』

寛永4年1月2日条<sup>(注40)</sup>

当麻切 脇<sup>西光寺子</sup>教誓 笛勘兵へ<sup>平井七郎右衛門子</sup>小太鼓長三郎  
仕手<sup>金藏寺子</sup>長八 大鼓左兵衛 太鼓西川長兵へ

史料オは祐俊が本願寺史料に表れる初見である。慶長15年（1610）の謡初において、脇能として誓願寺を演じていることが明らかである。「脇西光寺子祐俊」の記事より、「西光寺」とは祐従を指すと考えられ、祐従の子が祐俊であることが理解できる<sup>(注41)</sup>。また、この脇能が祐俊の本願寺内での初出演であったと推察できる。

史料カは同じく教誓が本願寺史料に表れる初見である。寛永4年（1627）の謡初において、切能として当麻を演じていることが理解できる。「西光寺子教誓」の記事から、西光寺祐従の子であることが明らかである<sup>(注42)</sup>。また、祐俊同様に、この切能が教誓の本願寺内での初出演であったと推察される。

以上から、祐従に祐俊・教誓の兄弟が存在したことに間違いはない。

次に、「妾腹」「本腹」、あるいは、「成人」「若輩」という要因によって継目が決定せず「祐俊儀者成人之事故西光寺可為住職、教誓儀者若年故此度父祐従江西光寺ニ似寄ル寺号格別之御思召を以正光寺と別号御免被下置候」となった経緯について検討したい。

次の史料は、親鸞350回忌に関わっての慶長16年（1611）の記事である<sup>(注43)</sup>。祐俊の西光寺継職が決定していたと推察できる。

一、御堂衆ハ、<sup>一老</sup>光永寺<sup>明春</sup>・<sup>尊秀</sup>覚応寺・<sup>正親</sup>徳応寺・<sup>西光寺</sup>西光寺<sup>祐従二歳</sup>・<sup>玄誓</sup>願宗寺・<sup>専乗</sup>極楽寺・<sup>了専</sup>東坊・<sup>唯宗</sup>徳勝寺・<sup>空玄</sup>本専寺・<sup>正知</sup>金藏寺・<sup>法道</sup>西教寺

右十一人也、但下間少進法印一老ノ上ニ出仕也、仍六人ツ、二行ニ着座候

一、定衆ハ<sup>江州平田</sup>明照寺<sup>了宗</sup>・<sup>九条</sup>西光寺<sup>祐俊時十五歳</sup>兩人也、西光寺

ハ此御法事前ニ、御一家ニ被成可有之由被仰候へ共、堅辞退被申候付、定衆被仰付候、定衆之儀も未若年ニ御座候付、再三御理被申上候へ共、祐従其間後見仕候様ニト被仰、十七日ヨリ定衆也、則父子共西光寺ト申セトノ御意候キ

本記事より、西光寺祐従が42歳であり、御堂衆を任じていることが分かる。また、祐俊が15歳で一家衆に召し上げられる命があったが、堅辞することで定衆を命じられていることが分かる。定衆も「未若年」であるため断りを入れているが、祐従の後見によって承諾している。15歳で一家衆・定衆に召し上げられるということは、門主である准如の信頼の厚さを推測できるだろう。注目されるのは「則父子共西光寺ト申セトノ御意候キ」の記事である。祐従・祐俊ともに「西光寺」という名で本願寺内で承認されたことを意味すると考えられる。

事実、以降の『慶長日記』では「西光寺」、「西光寺祐従」、「西光寺祐俊」の文言が散見される<sup>(注44)</sup>。

つまり、この記事は祐俊が西光寺継職と認知されたとみてよい。しかしながら、本史料が祐俊筆であることから<sup>(注45)</sup>、若干の補足史料を補い、さらなる検討を行いたい。

祐従は寛永4年（1627）に示寂するが、その葬送を記した『寛永四年西光寺祐従葬記<sup>(注46)</sup>』に次の記事がある。

一、焼香之次第、十三日ニ横田内膳以、伺申候次第御書出候、西光寺・熊千世・教誓・浄願寺・永順寺・ネリノイロ丹下斎助・ネリノイロ左兵衛・ネリノイロ善左衛門・ネリノイロ長助・祐玄、如此候、此外ニ家来之者五人、焼香させ候

本記事は「焼香之次第」についての記されたものであるが、示されている順序は当然血縁のつながりを示すと考えられる。「西光寺」は祐俊を示すと考えられ、「熊千世」は童名であることから祐俊の子である可能性が高い。その後「教誓」が記されていることを考えると、この寛永4年（1627）時点では、西光寺の継職が祐俊として認知されていると考えて差し支えないであろう。また、「教誓」が「正光寺」という寺号でなく、法名で明記されていることを考えると、この際には「正光寺」の寺号が下付されていなかったと考えるのが妥当であろう。本願寺史料での「正光寺」の初見は、それから5年後のことである。

『寛永九年正月三日御堂日次』寛永9年1月6日条<sup>(注47)</sup>を示す。

六日甲辰雪降

一、アミタ堂、正光寺

一、朝勤、善知識ニアフコトモ也

(後略)

以上から、寛永9年(1632)に正光寺の寺号が下付されていることが明らかである。これまでの検討から、寛永4年(1627)以降、9年までに正光寺寺号が下付されたということになる。さらに、寺号下付の年代を限定してみよう。

【キ】『寛永八年准如上人一周忌記』

寛永8年8月21日条<sup>(注48)</sup>

七昼夜之間御文拝読之次第

廿三日朝 本専寺

同御逮夜 教誓

(後略)

【ク】『寛永九年准如上人三回忌記』

寛永9年9月22日条<sup>(注49)</sup>

准如三回忌七昼夜之間御文拝読之次第

廿三日朝 本専寺

同御逮夜 正光寺

(後略)

史料キは、寛永8年(1631)の准如一周忌についての記録であり、史料クは、寛永9年(1632)の准如三回忌の記録である。「七昼夜之間御文拝読之次第」として、23日朝は一周忌・三回忌ともに本専寺が「御文拝読」を勤めており、同日逮夜においては、一周忌では「教誓」、三回忌では「正光寺」が勤めていることが明らかである。「教誓」は他寺院の同法名の場合もあるが<sup>(注50)</sup>、准如の一周忌と三回忌における「七昼夜之間御文拝読」の初日朝に本専寺が勤めていることから推察すると、逮夜での「教誓」「正光寺」は同一人物であると考えてよいのではないか。

つまり、正光寺の寺号下付は寛永8年(1631)の准如一周忌以降であると推察できるのである。このとき教誓は、29歳である。

以上、「添状」の内容を『慶長日記』『西光寺古記』から検討してきた。慶長16年(1611)時点では、西光寺継職が祐俊に決定していた。そして、祐俊は准如の信任を得て定衆となっている。このとき、祐俊15歳・教誓9歳である。「妄腹」「本腹」については検討する史料が見当たらないが、祐俊が14歳で本願寺謡初に参加し、翌年に定衆に任じられている事実から捉えると、幼少期より西光寺継職として決定していたことを推察させる。また、正光寺の寺号下付が寛永8年(1631)から寛永9年(1632)1月6日の間であると考えられるため、『添状』の「祐俊儀者成人之事故西光寺可為住職、教誓儀者若年故此度父祐従江西光寺ニ似寄ル寺号格別之御思召を以正

光寺と別号御免被下置候」の記事には疑問が残る。

正光寺が西光寺の縁戚寺院として成立したことは、山号からも寺号からも間違いのないところであるが、『寛永四年西光寺祐従葬記』に「正光寺」の文言が記されていないことは、祐従と教誓に「正光寺」の寺号が下付された事実はなかったと考えられよう。

さて、最後に西光寺と正光寺の関係を検討する。正光寺は寛永9年(1632)には御堂衆を任じていることが以下の史料から明らかである<sup>(注51)</sup>。

一、御堂衆ハ座上五人ト被仰出候、仍本専寺・光慶寺・西覚寺・金宝寺・正光寺也

つまり、正光寺の寺号下付とともに、御堂衆を拝命したものと考えられる。その3年後の寛永12年(1635)、准如の子である本行寺准悟の葬礼を記した『寛永十二年准如上人五男本行寺准悟送終記』には次の記事がある<sup>(注52)</sup>。

一、御斎ノ人数

本徳寺様・御新発意様・常楽寺殿・勝興寺殿・中將殿・西光寺殿・予

右何も上壇也、達而斟酌候へ共、色々被仰候故也内膳・長門・九郎左衛門(以下、18名略)

下座ニ着座也

北座本専寺・光慶寺・延寿寺・正光寺・炤善寺・宝泉寺・祐信・勝久寺・広泉寺

御斎の着座位置が本記事より理解できる。まず、北座に着座したのは正光寺を含む本専寺や光慶寺である。前述した御堂衆に比定できる。下座に着座したのは本願寺坊官を含む様々な関係者であろう。さて、上壇に着座しているのが西光寺を含む面々である。新発意である良如をはじめ、本徳寺・常楽寺・勝興寺が記されている。これらの寺院は一家衆寺院であることで知られる。つまり、西光寺は一家衆寺院と同座次であることが理解できよう。着座位置は本願寺内の位置を示すと考えられるので、西光寺は正光寺よりも上座にいることが明らかである。

本節では、西光寺と正光寺の関係を明らかにしてきた。間違いなく正光寺は西光寺の由緒を汲む寺院であり、祐従の死後、教誓が御堂衆として勤仕していることが明らかになった。一方、西光寺に視点を移すと、祐俊は准如の信任を受け、早くから定衆・御堂衆となり、一家衆と同座次であることが確認できた。次節では、この点をさらに詳しく検討し、本願寺での位置を詳述していきたい。

### 3. 近世初頭本願寺における西光寺祐俊

まず、慶長期から元和期の謡初の状況を検討すること

で西光寺祐俊の本願寺内での位置を確認していきたい。謡初は祝言の小謡が謡われる箇所と坊主衆による「翁」と協能・狂言の箇所、および、専業役者による能の箇所に分類される。『法流故実条々秘録』によると、「毎歳正月二日謡初・松拍子・御能之事、惣シテ於他家ニ代々ノ公方其外大名高家ニハ正月二日ニ謡初或ハ能等モ在之事ト見ヘ候。於御当家此儀初り申事ハ実如上人之時代、山科御本寺之比ヨリ初り申候（中略）謡初ハ定衆ノ礼也スミスワウ半袴着候也。御能三番終リハ祝言ナリ。狂言二番、御堂衆・坊主衆等所役也<sup>(注53)</sup>」とあり、謡初が1月2日を式日として設定され、実如期より年中行事として定着していたことが分かる。また、定衆・御堂衆をはじめとする坊主衆によって演じられていたことも理解できる。

前述したように、草野顕之氏と籠谷眞智子氏は、翁が演能に占める位置の重要性や翁の太夫役が個人的業績により抜擢がなされたことを明らかにした。つまり、翁の太夫役はその時期の定衆における中心的人物と理解できるのである。両氏はいずれも戦国期の謡初を検討したもののだが、慶長期から元和期における本願寺の謡初は徐々に侍衆が演能から後退するなどの変化はあるものの、内容は中世のものを伝えていることから<sup>(注54)</sup>、両氏の検討内容は慶長・元和期においても援用できるであろう。

表1 慶長・元和期における謡初「翁」の役割<sup>(注55)</sup>

役割 年	翁太夫	千歳経	三番叟
慶長3年	勝願寺	性応寺子了尊	西宗寺子乗教
慶長4年	了寂	了尊	光蓮寺
慶長5年	了寂	明覚寺教誓	了尊
慶長6年	了寂	明覚寺	西宗寺
慶長8年	光永寺	明覚寺	光蓮寺
慶長9年	仏照寺	明覚寺	西宗寺
慶長15年	明照寺	真了	光満寺順正
慶長16年	明照寺了宗	正教	光満寺順正
慶長17年	西光寺祐俊	真了	光満寺順正
慶長18年	性応寺了尊	真了	光満寺順正
慶長19年	性応寺了尊	宗順	光満寺順正
慶長20年	性応寺了尊	真了	光満寺順正
元和5年	光永寺	祐真	光満寺
元和6年	光永寺	(記載なし)	(記載なし)
元和7年	光永寺	祐真	宗順
元和8年	光永寺	祐玄	宗順

以下に、『慶長日記』『元和日記』から、謡初「翁」の記事を一覧表にする。

表1から、慶長17年(1612)に西光寺祐俊が太夫を演じていることが理解できる。前述したように、祐俊の初舞台は慶長15年(1610)であり、協能三番「誓願寺」にて脇を演じている。翌慶長16年(1611)には協能二番「善界」にて太郎坊を演じている。初舞台から2年間で翁太夫役を演じるということは余程の業績があったのか、准如の信頼の厚さを物語る。

事実、『慶長十六辛亥年日次ノ日記』1月1日条には次の記事がある<sup>(注56)</sup>。

- 一、御盃ハ明照寺ト西光寺祐俊ト兩人罷出ラレ頂戴候、サテ本座へ帰ラレ候て、各々下座へ給候、明照寺ノ方ノ御列下間大進殿、西光寺ノ方ノ御列平井近江守也、

新年の挨拶では坊主衆は二列に着座する<sup>(注57)</sup>。その着座位置であるが、先頭である座頭が明照寺と西光寺祐俊であり、祝盃を准如から受けていることが理解できよう。明照寺は明照寺了宗と比定でき、慶長15・16年(1610・1611)の翁太夫を演じている。以上から、座次と翁太夫との関連性が高いことが理解できよう。

祐俊が翁太夫となった慶長17年(1612)の元旦では次の記事がみえる<sup>(注58)</sup>。

- 一、坊主衆二行ニ着座ナリ  
 東方  
 満行寺・御香衆真了・同上宗順・同光満寺・同祐賢・同教正・同正教・伏見了海  
 西方  
 西光寺祐俊・性応寺了尊・金宝寺・光永寺明琇・神津明蓮寺祐賢・端坊下一  
 (中略)  
 各々坊主衆着座已後、御門跡様被成御出仕候、上下共ニ白キ御小袖ニ、甲ノ御導服ニ、ワゲサ御着用ナサレ候、サテ坊主衆一人ツ、罷出御礼申上候、但壺番ニ西光寺出ラレ候、二番ニ満行寺、三番ニ予、四番ニ金宝寺、五番ニ光永寺、其外ハ両方カケテ出ラレ候

本記事から、西方の座頭は祐俊であり、東方の座頭は満行寺であることが分かる<sup>(注59)</sup>。「壺番ニ西光寺出ラレ候」から、准如への挨拶を坊主衆の中で最も早く行っていることが明白である。

こうした准如の祐俊への信任を『御堂衆略譜』の著者光瀬寺第8世乗貞(寛文3年<1663>~享保7年<1722>)は次のように記している<sup>(注60)</sup>。

真宗寺准教・西光寺祐俊ナド御褒美，又ハ官錢ヲ  
出シテ内陣ニ列座セシメ御一家衆ニ同セラル

祐俊や真宗寺准教は准如の御褒美として、または、懇  
志によって内陣、つまり、一家衆になったというのであ  
る。一家衆とは本願寺門主と同家系同族の寺院をいう。  
坊主衆から一家衆への昇進については、さらに詳しく検  
討する必要があるが、祐俊が一家衆となった事実は以下  
の本願寺史料『元和五・六年報恩講ニ付参集候御一家衆  
ノ覚』から理解できる<sup>(注61)</sup>。

元和五己未歳霜月報恩講ニ付，参集ノ御一家衆并  
ニ御斎・御非時ニ参リ申候衆ノ覚

一、廿日ノ御掃除ニ逢申候一家衆

広教・常楽・顕証・豪撰・明覚・同新教徒・真  
宗・定専坊・西光・予・同侍従

一読して明らかであるように、祐俊ばかりでなく乗貞  
が記した真宗寺も、元和5年(1619)段階にて一家衆を  
任じていることが分かる。

では、祐俊の一家衆への昇進時期はいつ頃であった  
のだろうか。表1から、慶長18年(1613)以降、祐俊は  
「翁」の役割を演じていない。「翁」のあとに続く脇能  
の場面でも祐俊の記載は見られない。これまで検討して  
きたように、多大な准如の信任を受けてきた祐俊が新年  
の重要行事である謡初に出演がないのは疑問が残る。

前述したように、『法流故実条々秘録』には「謡初ハ  
定衆ノ礼也<sup>スキスワウ  
半榜着候也。</sup> 御能三番<sup>終リハ祝  
言ナリ。</sup> 狂言二番，御堂衆・  
坊主衆等所役也」とあり<sup>(注62)</sup>、『御堂衆略譜』には「翁ハ  
定衆ノ役，千歳・三番叟ハ卅日番ノ役ナリ」とある<sup>(注63)</sup>。  
こうした事実から捉えると、慶長17年(1612)正月以降  
慶長18年(1613)までに、定衆から一家衆に昇進したと  
推察できはしないか。慶長16年(1611)親鸞350回忌に  
あたって、准如の一家衆への命を堅辞していたことも慶  
長17年(1612)における昇進の傍証のひとつとなるだろ  
う<sup>(注64)</sup>。

以上の推測を裏付ける史料が、西光寺文書『從寛永元  
年寛文十一<sup>年</sup>迄御一家衆座配<sup>(注65)</sup>』(以下、『座配』と表  
記)である。西光寺祐俊条を以下に抜粋する。

城州京九条  
一、西光寺 祐俊

元和六年<sup>十一月</sup>十九日内陣

慶長十七年<sup>霜月</sup>廿日南間一家衆

慶長17年(1612)11月20日に南間一家衆を任じており、  
元和6年(1620)11月19日に内陣に昇進していることが  
理解できる。近世本願寺では一家衆の座配が時代によっ

て分化する傾向があるが、『座配』によると、一家衆は  
院家・内陣・南間一家衆の順に分けられている。南間一  
家衆は院家・内陣に続く座次であると推察できるが、さ  
らにその座次位置を確認する。

南間一家衆条の冒頭には、「南間衆ハ古来御逮夜□□  
中青袈裟也，正保三<sup>歳</sup>三月准如上人十七年忌御法事ノ入  
日廿二日御逮夜ヨリ初テ織物袈裟御免也」とあり、正保  
3年(1646)までは、南間一家衆は法事・報恩講では青  
袈裟を着していた。本願寺において、法服着衣は座次に  
応じて厳格に守られており<sup>(注66)</sup>、『元和二年八月十七日  
ヨリ廿四日迄七昼之間前住上人御年忌被成御執行候御仏  
事之記』には、「御門跡様香ノ御導服ニ金欄ノ五条，興  
門様ミルイロノ御導服ニ香ノ御袈裟，御院家衆・内陣之  
衆ハ直綴ニオリ物ゲサ，末ノ一家衆並ニ飛檐ノ衆ハ直綴  
ニ青袈裟ナリ，御堂衆・坊主衆ハ直綴ニ黒ゲサ也，是ハ  
何ノ衆モ衣裳ハ報恩講ノコトクト被仰出候<sup>(注67)</sup>」との記  
事が見える。本記事より、南間一家衆が院家・内陣に続  
く座次「末ノ一家衆」「飛檐」に比定できることに間違  
いないだろう。

つまり、祐俊は慶長16年(1611)に15歳で定衆に任  
命され、翌慶長17年(1612)の報恩講に際し、16歳で  
南間一家衆として坊主衆から一家衆に入り、元和6年  
(1620)に24歳で内陣に昇進したのである。

以上、祐俊の本願寺での位置を検討してきた。もちろ  
ん、祐俊のこうした活躍は父祐従の後見なくしては成  
り立たないであろう。祐俊が定衆に任命された慶長16年  
(1611)、祐従は浅野長政の葬礼に坊主衆の中心的役割  
で参加している。長政葬礼の記録である『慶長十六辛  
亥年六月八日浅野彈正殿御葬礼ノ時ノ覚』(西本願寺文  
書)には、西光寺祐従が85カ寺の導師として参加してい  
ることを記されており<sup>(注68)</sup>、浅野長政の子である幸長が  
坊主衆に礼を述べる際には「御門跡様ヨリ御送りナサレ  
候御経披露候，其次ニ興門様ヨリノ御経，次ニ下少法印  
持参ノ経，其次ニ西光寺，サテ其次ニ我等持参ノ御経<sup>(注  
69)</sup>」とあり、葬礼参加の中心人物であった。

周知のように、浅野長政は豊臣政権下五奉行に列して  
いたが、本願寺との関係も深く、慶長6年(1601)幸長  
は寺地を鷺森別院に寄進しており<sup>(注70)</sup>、慶長14年(1609)  
准如は紀州に赴き、幸長に面会をしている<sup>(注71)</sup>。

以上から鑑みても、浅野長政の葬礼に参加することは  
西本願寺教団にとって重要事項であったに違いない。こ  
うした重要な葬礼の中心人物として祐従が任じているこ  
とは准如の信任の厚さを物語るであろう。

本節では、父祐従の後見をもとに、祐俊が15歳の若さ  
で本願寺定衆を任じ、南間一家衆、および、内陣へと昇  
進し、近世初頭本願寺教団の中樞を任じていく様相を明  
らかにした。

正保元年十二月廿一日隠居，但當住御礼ハ慶安元年五月十二日  
寛永六己巳年六月廿二日本徳寺殿播州御下向付為御後見被相  
添，同霜月廿二日重而御下向之時出播州願發御免，則准如上人  
御直第ナリ，極月廿八日上洛翌日本寺助官御免也

## おわりに

本稿の検討内容を要約しながら、明らかになった課題を含め、今後の展望を述べていきたい。

まず、中世から近世にかけての西光寺の状況を検討した。第7世存賢が山科において蓮如に随順して以降、石山本願寺、紀伊鷺森、和泉貝塚、大坂天満、そして、京都六条と本願寺の移転に伴い移り住んだと推察され、西光寺住持は、常住衆・御堂衆として、本願寺の宗教的行事ばかりでなく、石山合戦や東西本願寺の分派に際し、本山護持の任を担ってきたことを明らかにした。

次に、西光寺と正光寺の関係を考察した。西光寺第11世祐從に祐俊・教誓の兄弟がおり、祐俊が西光寺を継職し、教誓が新しい寺号「正光寺」を本願寺より下付され住持となった状況を明らかにした。慶長16年(1611)親鸞350回忌における記事では「則父子共西光寺ト申セトノ御意候キ」とあり、祐俊の西光寺継職が決定していたと考えられ、正光寺の寺号下付は寛永8年(1631)8月21日の准如一周忌以降、正光寺の初見である寛永9年(1632)1月6日までの間と想定した。また、正光寺は寺号下付と共に御堂衆となっている。このように、正光寺は西光寺からの分流として成立し、近世初頭本願寺にて西光寺同様に宗教的行事を司る役職を担っていたことが分かった。

最後に、西光寺祐俊の近世本願寺における位置を検討した。慶長17年(1612)に祐俊が翁太夫を演じていることから、定衆の中心的人物であったことを推察した。また、元旦における准如への挨拶の着座位置から、祐俊が座頭であったことを確認した。こうした事実から、祐俊が准如の厚い信任を有していたことが明らかになった。祐俊は慶長16年(1611)に15歳で定衆に任命され、翌慶長17年(1612)の報恩講に際し、南間一家衆として坊主衆から一家衆に入り、元和6年(1620)に24歳で内陣に昇進したことを史料的に明示した。また、石山合戦や東西本願寺の分派時における護持的役割から宗教的行事を司る役割に変遷していることを明らかにした。

以上から、本願寺が「王法為本」に即した教団の整備と運営を志向していく近世初頭において、本願寺末寺の中核に位置していたと考えられる西光寺が宗教的儀式を司る役割に徐々に特化していく様相を述べた。

元和期に東照大権現の年忌法会が行われた際「一老西光寺祐從コレヲツトム。此時裏方ヨリ本願寺ト云札ヲ立ケレハ西光寺コレヲ打チ破ルトナン<sup>(註72)</sup>」と記されるほどであった西光寺の本寺への驚くべき忠誠心は、祐從の個人的な性質だけでは説明できない。石山合戦以降、東西本願寺の分派に至る過程で本山護持の役割を担ってきた定衆の姿が垣間見えてこよう。こうした姿は徐々に宗教的行事を司る役割へと変遷していき、祐俊にみられるように文官としての地位を築いていったと考察できるの

である。その過程において、西光寺と正光寺の分流がなされたとみてとれよう。

以上、近世初頭本願寺における西光寺の状況を中心に明らかにしてきた。今後の展望も含めて、残された課題を列挙したい。

第1に、石山合戦・東西本願寺の分派という歴史的な事件を経て近世を迎えた本願寺がどのように幕藩体制に組み込まれていったのかを西光寺以外の定衆の動向も踏まえて検討する必要がある。本稿では西光寺の本願寺内での位置を確定し、その職務内容の変遷を明らかにしたに留まっている。さらに、具体的事実を確認しながら「王法為本」に適合していく本願寺の教団整備を明らかにしていきたい。

第2に、近世初頭における一家衆の存在形態である。西光寺祐俊の一家衆への昇進は特殊なものであったのだろうか。光瀬寺第8世乗貞が述べるように、こうした事例は他にもあったに違いない。こうした坊主衆から一家衆の准如期の昇進について、他の事例を集め実証的に明らかにしていく必要がある。こうした一家衆の変動と本願寺の教団整備との相関関係を検証していきたい。

第3に、近世を通じた西光寺と正光寺の本願寺内での位置を明らかにする必要がある。第2・3節で述べたように、西光寺祐俊は一家衆となり、正光寺教誓は御堂衆となっている。教誓の子である教從は御堂衆を任じているが<sup>(註73)</sup>、以降の正光寺住持は本願寺での役職を持っていない。そればかりか、本山との関係は良好とは言いがたい状況がある<sup>(註74)</sup>。このような状況の要因を何であったのか。同様に、西光寺の本願寺内での位置に変容があったのだろうか。近世を通じた西光寺と正光寺の位置を総体的に分析していく必要がある。西光寺と正光寺、同じ祖をもつ縁戚寺院の消長を対比させながら考察することで、近世本願寺の状況を政治史的に明らかにしていきたいと考えている。

## —注—

(註1) 近世国家権力と宗教の問題の研究は、高埜利彦氏の研究を起点として、近年、活発化している。高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』東京大学出版会、1989、こうした問題関心から編集したものとして、井上智勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会2：国家権力と宗教』吉川弘文館、2008 がある。

(註2) 『本願寺史』第2巻、本願寺史料研究所、pp.12-22、1968

(註3) 草野颯之「戦国期本願寺教団における年中行事の意味」『大谷学報』第67巻第1号、pp.42-54、1987、のちに、同『戦国期本願寺教団史の研究』法蔵館、2004 所収。

(註4) 定衆とは『法流故実条々秘録』に「惣ノ諸坊主ノ

司也。万事下知仕候役候付、古来歴々ノ坊主分ノ中ニテモ、其身之正・不正ヲモ被撰被仰付候事之様ニ承及候」(『真宗史料集成』第9巻、同朋舎出版、p.415、1983)とある。本山に常住したので「常住衆」とも称される。しかし、時期によって「定衆」「常住衆」の概念に職能などの違いがあることから、本稿では史料の文言に忠実に「定衆」「常住衆」を使い分けることとする。

(注5) 西本願寺所蔵文書。西本願寺に伝わる故実を集記したもの。序文に上古のことは古記により、中古は古老に尋ね聞き、近代のことは先師の談話と見聞したことを書き付けたという。編時は寛文9年(1669)4月である。『真宗史料集成』第9巻に集録されている。他に、祐俊が記したものとして、西吟と月感の論争から本願寺良如と興正寺准秀の争いに発展した「承応の鬨牆」の顛末を述べた『学寮造立事付以後法論次第』が有名である。

(注6) 『龍谷大学三百五十年史』史料編第1巻、龍谷大学三百五十年史編集委員会編、p.653、1996

(注7) 周知のように、慶長7年(1602)に東西本願寺に分裂する。本稿で検討する年代は慶長7年をはさむ分裂以前の東本願寺と分裂以後の西本願寺である。検討にあたって、厳密には「本願寺」「西本願寺」と文言を分ける必要があるが、双方を指す分析記述もあり混乱を避けるため、本稿では以降「本願寺」という文言で統一していくものとする。なお、所蔵史料関係については「西本願寺」「東本願寺」と明記する。

(注8) 西本願寺所蔵文書。『本願寺史料集成 西光寺古記』として公刊されている。本史料集の解説者は、内容は性応寺了尊が記したものがほとんどであるが、西光寺祐従・祐俊と了尊は親交があったことから、了尊が書いた記録を祐俊に譲り、以来西光寺に伝持していたものを後世になって「西光寺古記」と整理したのではないかと推察している。

(注9) 『西光寺古記』同朋舎、p.380、1988

(注10) 辻氏は本願寺教団の貢献について論じる一方、その罪過として「一向一揆」「貴族化」「仏教の形式化」の三項を論じた。これらのうち「貴族化」については、覚如の本願寺中心主義から始まり、蓮如の武家接近、そして、実如・証如による天皇・朝廷への接近を示し、顕如の門跡補任に至る「貴族化」の過程を明らかにした。辻善之助『本願寺論』中外出版、1930のちに、同『日本仏教史研究』第5巻、岩波書店、1984所収。周知のごとく、現在、氏の仏教墮落史観克服に大きく振幅し、多様な研究蓄積がなされている。近世仏教を「墮落」という一言で表現することは困難であるが、柏原

祐泉氏も指摘しているように「貴族化、形式化等」の論旨は、それが他の場合と同じく墮落論に支えられているとしても、なほ十分歴史的考察に通じる論理性、客観性をもつもの」と考えられる(柏原祐泉「近代仏教史学の一課題 - 辻善之助の仏教史学について -」『龍谷史壇』第99・100号、龍谷大学史学会、p.539、1992)。それは、高埜氏の研究によって「貴族化」の論旨を宗教と朝廷権威との関連性という新しい枠組みで捉えなおすことを可能にしたからでもある(高埜前掲書)。

(注11) 和田幸司「近世における西本願寺末正光寺と九条家との関係」『日本の民主的基盤形成の探究』法律文化社、pp.76-90、2010

(注12) この聖徳太子像「冠形楊枝之御影」は、親鸞聖人750回大遠忌記念「本願寺展」にて展覧されている。本願寺史料研究所の佐藤文子氏は、伝承や像容において四天王寺に伝わる同様の「楊枝御影」の影響下に成立し、その著作時期を15世紀としている(『親鸞聖人750回大遠忌記念本願寺展』朝日新聞社、p.252、2008)。

(注13) 本願寺の第10世門主証如が天文5年(1536)～天文23年(1554)の19年間にわたって記した日記。当時の本願寺教団や加賀一向一揆、さらに、大坂市内町の様子が詳しく記されている。当時の政治・社会の在り方を知る上で基礎史料である。各所で公刊がなされている。

(注14) 西本願寺所蔵文書。准如期慶長年間(1596～1615)に記された御堂の作法、勤行の次第などを中心とした日次記を編集し、『本願寺史料集成 慶長日記』として公刊されている。

(注15) 西本願寺所蔵文書。元和年間(1615～1624)に記された日次記をはじめ、様々な記録を編集したもの。多くは性応寺了尊の筆と考えられる。『本願寺史料集成 元和日記』として公刊されている。

(注16) 草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』法蔵館、pp.190-194、2004

(注17) 籠谷真智子『真宗文化史の研究 - 本願寺の芸能論考 -』同朋舎、pp.125-129、1995

(注18) 龍谷大学所蔵文書。「京都九条西光寺由来」の史料名は、日本古典資料調査データベースに準じた。本史料の冒頭には「乍恐由緒書を指上候」の記事があり、文字通り由緒書である。本史料は4文節に区切られており、(1)開基状況、(2)蓮如期の状況、(3)顕如期の状況、(4)准如期以降の状況に分けて記載されている。正光寺との関係は記されていない。

(注19) 西本願寺所蔵文書。前述した「冠形楊枝之御影」を献納する際に添えられた書状である。

- (注20) 『系図纂要』名著出版、『九条家譜』東京大学史料編纂所架蔵写本、などにもその名を見ることはできない。
- (注21) 「由来」では、「文明十一年ヨリ之御自筆日記拝領仕候而只今ニ安置仕候」と結んでいる。しかし、その日記は残存していない。現在、西光寺は閉寺され、西光寺史料は本願寺史料研究所に保管されているが、その中にもみることができない。
- (注22) 『本願寺史』第1巻、本願寺史料研究所、p.418、1961
- (注23) 同上、pp.406-417
- (注24) 『天文日記』『私心記』によると、清水町、北町、西町、南町屋、北町屋、新屋敷、桧屋町、青屋町、造作町、横町の名前が散見される。
- (注25) 『本願寺史』第1巻、本願寺史料研究所、pp.419-421、1961
- (注26) 『天文日記』においては「歌初」という語を使用しているが、本稿では近世本願寺能楽で一般的な用語「謡初」を使用することとする。なお、祝言の小謡が謡われる箇所を「謡初」、坊主衆による能・狂言の箇所を「松囃子」、さらにそれに続く専業役者による能・狂言を「次能」と狭義に理解する場合もある。『石川日記』においては、能・狂言の箇所を「松囃子」と記している。
- (注27) 草野前掲書、pp.188-190
- (注28) 籠谷前掲書、pp.120-127
- (注29) 『本願寺作法之次第』に「古者御堂衆は六人候つると申、六人供僧とて、是は平生精進にて候き、妻子もなく、不断経論聖教にたづさはり、法文の是非邪正の沙汰ばかりにて候つる由候」(『蓮如上人行實』法蔵館、p.218、1948)とある。
- (注30) 『真宗新辞典』法蔵館、p.470、1983年
- (注31) 「由来」には、この後に御書の写しが示されているが、原本は存在していない。現在、西光寺は閉寺され、西光寺史料群は本願寺史料研究所に保管されているが、その中にもみることができない。
- (注32) 『本願寺史』第1巻、本願寺史料研究所、p.537、1961
- (注33) 提示条件については、『本願寺史』第2巻、本願寺史料研究所、pp.2-4、1968に詳しい。
- (注34) 同上、pp.4-11
- (注35) 同上、p.9
- (注36) 西本願寺文書。『慶長日記』所収。本史料は性応寺了尊が筆記したものと伝える。
- (注37) 『真宗史料集成』第9巻、同朋舎、p.799、1983 本史料は京都市光瀬寺所蔵文書であり、御堂衆の起源から西本願寺歴代における状況を記している。
- (注38) 小林英一氏は、「堂ノ」の文言を「御堂衆」と理解している。小林英一「近世本願寺の能楽 - 謡初・御節の囃子をめぐって - 」『芸能史研究』119、芸能史研究会、p.4、1992
- (注39) 『慶長日記』同朋舎、p.112、1980
- (注40) 同上、p.322
- (注41) 正光寺に伝来する『記録』によると、祐俊は慶長2年(1597)生まれであるとされる。よって、この時の年齢は12歳であると考えられる。
- (注42) 同上の『記録』によると、教誓は慶長7年(1602)生まれであるとする。よって、この時の年齢は24歳であると考えられる。
- (注43) 『慶長拾六歳高祖聖人三百五十年忌日次之記 付御開山三百五十年忌御法事之時御布施之事』3月18日条。(『慶長日記』同朋舎、pp.203-204、1980)
- (注44) 例えば、『慶長拾七年正月ヨリ日次之覚』慶長17年1月1日条では、「坊主衆二行ニ着座ナリ(中略)西方西光寺祐俊(後略)」とあり、『慶長拾九年御松拍子次第記』寛永4年1月2日条では「西光寺祐從ハ煩故無出仕候」の記事がみえる。必要に応じて、「祐從」「祐俊」の名を明記している。
- (注45) 史料奥書に祐俊筆を示す署名が存する。
- (注46) 『西光寺古記』同朋舎、p.118、1988 なお、人物名に註が付されている「ネリノイロ」であるが、明確には分らないが、本記事が焼香次第を記したものであり、西光寺以降、血縁関係が深い順に記されている。最後に記された祐玄は墓所を提供した人物である。以上からも、「ネリノイロ」と註された人物は血縁関係が深いと考えられよう。「イロ」を血族を示す語と推察できるという指摘にとどめておきたい。
- (注47) 同上、p.84
- (注48) 同上、p.21
- (注49) 同上、p.27
- (注50) 『慶長年中葬礼之記』慶長19年12月7日条に「東坊子教誓」の記事がみえる(『慶長日記』同朋舎、p.358、1980)。
- (注51) 『寛永9年良如上人長男送終記』(『西光寺古記』同朋舎、p.227、1988)
- (注52) 『西光寺古記』同朋舎、p.247、1988
- (注53) 『真宗史料集成』第9巻、同朋舎、pp.414-415、1983
- (注54) 小林前掲論文。
- (注55) 記載のない慶長1・2・7・10～14年、元和2～4・9年については、『慶長日記』『元和日記』に謡初記事が存在していない。
- (注56) 『慶長日記』同朋舎、p.145、1980
- (注57) 同日記1月1日条には「御門跡様御礼五時也、在京人衆ヨリ已前ナリ、坊主衆二列ニ着座申候、其

已後御所様御出仕候也」との記事がみえる。

- (注58) 『慶長拾七壬子年正月ヨリ日次之覚』慶長17年1月1日条(『慶長日記』同朋舎, pp.246-247, 1980)。
- (注59) 満行寺が座頭となった背景を本史料の著者性応寺了尊は「旧冬極月朔日ニ飛檐被成御免候」と記している。史料文言から、了尊は満行寺の座頭を快く思っていなかったことが理解できる。もちろん、そこには了尊自身が座頭となる心積もりがあったことが推察される。
- (注60) 『真宗史料集成』第9巻, 同朋舎, p.797, 1983
- (注61) 『元和日記』同朋舎, p.175, 1986
- (注62) 注53に同じ。
- (注63) 『真宗史料集成』第9巻, 同朋舎, p.799, 1983
- (注64) 前節にて、『慶長拾六癸卯高祖聖人三百五十年忌日次之記 付御開山三百五十年忌御法事之時御布施之事』3月18日条の検討を行っている。
- (注65) 本願寺史料研究所保管の西光寺文書。奥書に祐俊筆の記載がある。寛永1年(1624)から寛文11年(1671)までの48年間の一家衆寺院をすべて書き上げている。新しく一家衆に加わった寺院を書き加え、逝去した者については印を付している。
- (注66) 性応寺了尊が『元和五年ヨリ寛永七年マテ衣裳ノ覚』(西本願寺所蔵文書)という記録を残しているほど、法服は重要事項であった。
- (注67) 元和2年(1616)に行われた顕如25回忌の記録。『元和日記』同朋舎, pp.23-24, 1986
- (注68) 『慶長日記』同朋舎, pp.229-230, 1980
- (注69) 同上, p.228
- (注70) 『本願寺年表』本願寺史料研究所, p.116, 1981
- (注71) 同上, p.119
- (注72) 注37に同じ。
- (注73) 『記録』教徒条(正光寺文書)に、「寂如上人御代十九才之時御堂衆ニ出ル」とある。
- (注74) 近世において正光寺は本願寺家老であった八木蔵人の土地を譲り受け、本願寺門前に寺地を持っていた。本願寺は正徳2年(1712)にこの寺地を取り上げとする処分を行う。正光寺と関係を有していた智徳院(藤谷為條女)は九条輔実には、その輔実は本願寺寂如へ働きかけを行い、正光寺の寺地回復がなされる。その後、享保11年(1726)にも、この寺地をめぐる本願寺と争論があったが、この際にも智徳院および輔実の働きによって寺地は正光寺に差し置かれることとなった。詳細は別稿にて論じたい。